

不良債権の状況

適正な資産の自己査定に基づく償却・引当等を実施して、
資産の健全化を進めております。

不良債権額及び不良債権比率(金融再生法基準)

不良債権比率 **2.38%**
保 全 率 **87.29%**
引 当 率 **71.84%**

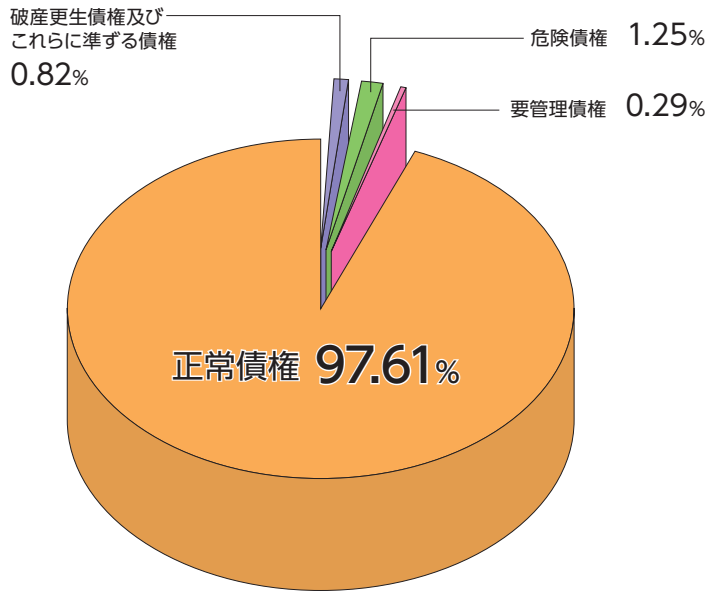
『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』(金融再生法)に基づく開示債権の状況について、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の不良債権額は13,477百万円となりました。

この開示債権は、全てが回収不能な債権ではなく、このうち担保・保証等で7,394百万円あり、更に貸倒引当金で4,369百万円を計上しております。結果、未保全額は1,712百万円となっております。

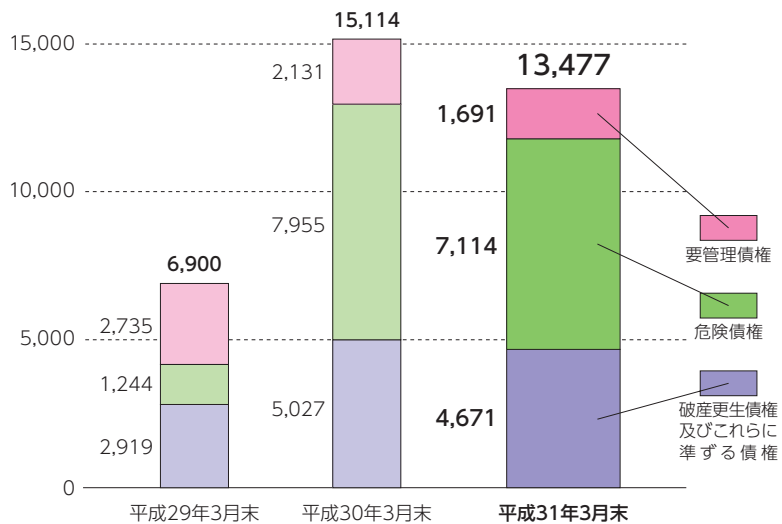
不良債権比率は2.38%、総与信に占める未保全額の割合は0.30%と引き続き低率です。

また、会員勘定は77,695百万円で資産の健全性維持に対する備えは十分にできております。

今後とも、お取引先の経営改善・再生支援に努め、資産内容の一層の健全化を図ってまいります。



(単位:百万円)



金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)

| | 平成29年3月末 | 平成30年3月末 | 平成31年3月末 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2,919 | 5,027 | 4,671 |
| 危険債権 | 1,244 | 7,955 | 7,114 |
| 要管理債権 | 2,735 | 2,131 | 1,691 |
| 不良債権額 | 6,900 | 15,114 | 13,477 |
| 正常債権 | 307,925 | 561,965 | 551,983 |
| 合計 | 314,825 | 577,080 | 565,461 |
| 不良債権比率 | 2.19% | 2.61% | 2.38% |

※当金庫は部分直接償却を採用しておりません(ただし、旧小樽信用金庫から引き継いだ一部貸出金を除く)。
※百万円未満は切り捨て、小数点第3位を切り捨てて表示しております。